

## 岡崎市型マンホール用鉄蓋のデザインの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡崎市型マンホール用鉄蓋のデザイン（以下「マンホールデザイン」という。）の使用について必要な事項を定め、広くマンホールデザインの利活用を促進し、岡崎市（以下「市」という。）の下水道普及促進のPRを図ることを目的とする。

### (マンホールデザインの使用)

第2条 マンホールデザインの使用に関する一切の権限は、市に属する。

- 2 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、一定の条件の下に、マンホールデザインの使用を承諾するものとする。
- 3 使用できるマンホールデザインは、岡崎市型マンホールデザイン用鉄蓋仕様書にて許可しているマンホールデザインのみとする。ただし、管理者が認める場合にのみこの限りではない。

### (使用の承諾)

第3条 マンホールデザインを使用しようとする者は、あらかじめ管理者の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、市又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他、管理者が承諾を要しないと認めた場合

### (使用の申込)

第4条 前条の承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、様式第1号の岡崎市型マンホール用鉄蓋デザインの使用承諾申込書（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ管理者へ提出しなければならない。また、申込内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画書等マンホールデザインの使用内容が分かるもの
- (2) その他、管理者が必要と認める書類

(使用期間)

第5条 デザインの使用期間は、1年以内とする。ただし、使用期間の延長を行う場合は、協議を行うものとする。

(使用の制限)

第6条 管理者は、マンホールデザインの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人・団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 市のイメージを損なうおそれのある場合
- (5) その他、管理者が使用について適当でないと判断した場合

(承諾等の通知)

第7条 管理者は、申込書が提出されたときは、その適否を決定し、申込者に様式第2号の岡崎市型マンホール用鉄蓋のデザインの使用承諾書又は様式第3号の岡崎市型マンホール用鉄蓋の使用不承諾通知書により、申込者に通知するものとする。この場合において、管理者は必要な条件を付することができる。

(使用の方法)

第8条 マンホールデザインは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用、又は変形して使用することはできない。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 マンホールデザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、管理者の承諾を得てマンホールデザインを使用した際に、実際に使用した結果を報告しなければならない。報告の方法については管理者と協議をして決定するものとする。

(使用承諾の取消し等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合

(2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合

(3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) その他管理者が適当でないと判断した場合

2 管理者は、使用者にマンホールデザインの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第10条 管理者は、マンホールデザインの使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。